

くらし・福祉を
ささえるまちへ



子育て応援します



北野 のり子だより

市会議員団控室 ㉿740-1811

日本共産党川西市委員会

川西市平野2-1-3

㉿792-2164

北野のり子の活動をお知らせ
しています。

謹賀新年



みなさまには、清々しく新年をお迎えの
ことと心からお慶び申し上げます。

昨年は、福島県福島市、南相馬市へ視察
や被災者のみなさんと懇談し、生活再建に
至ってない大変な状況を知り、改めて「原
発に頼らないエネルギー政策の実施を」と
実感しました。また、自治会、コミュニテ
ィの役員、地区福祉委員をさせていただく
中で、空き家問題の解決や災害時要援護者
支援を強化する必要性を感じ、12月議会一
般質問で取り上げ市に求めました。

2010年10月に行われた市議選で初
当選をさせていただき、議員としての任期
も半分が過ぎ今年、折り返しの年となり
ます。これからもみなさまが安心・安全に
暮らし続けることができる地域社会実現
に向け、一步一步着実に取り組んでまいり
ます。

本年もよろしくお願ひ申し上げます。
みなさまにとりまして幸多い年となり
ますよう心からお祈り申しあげます。

二〇一三年 一月



12月議会の報告

11月28日～12月21日の24日間、12月定例議会が開催され、私は12月6日に一般質問を行いました。
主な内容についてご報告させていただきます。

1. 災害時要援護者支援への取り組みと課題について

(質問) 災害時に最も被害を
受けやすい災害時要援護者
への支援強化や対策を

災害時要援護者支援を行
うにあたり、まず必要なこと
は、災害時要援護者の把握。
災害時要援護者の名簿作成
について、現状、未登録要援
護者の対応及び取り組みと
課題について伺う。

(答弁) 安否確認登録を希望
すれば対象としている。現在
児童の方が実際に登録され
ている地区はある。

(質問) 要援護者一人ひとり
に対する個別の支援計画を

災害時要援護者の把握がで
きていても支援者がいなく
ては意味がない。要援護者を
いつ、誰がどのように安否確
認や避難誘導をするのかと
いうことを決めておく等、安
否確認等の支援を円滑に行
うために、個別計画を作っ
ておくことが重要だと考える
が見解を伺う

能するのかを検証すること
が大切。その手段のひとつ
が、要援護者を対象とした
避難訓練。現在の実施状況
と課題について伺う。

(答弁) 各地域で自然災害
を想定した訓練を自主防災
会が主体となり訓練内容の
一つとして要援護者避難誘
導訓練や安否確認訓練を実
施している。その際、市担
当職員についても講師やア
ドバイザーという立場で参
加している。23年度は16
回、参加者合計3250名
の内11回、約2500名が
参加し、要援護者の避難を
想定した訓練を実施。多様
な視点からより実効性のあ
るものへと充実させたいと
考えている。

(質問) 妊婦や幼児、難病患
者についても市の安否確認
登録対象者の中に、明確な位
置付けを

災害時においてハンディ
キャップがあることから安
否確認対象範囲に組み込む
べき。

(答弁) 安否確認体制、さら
にその後の避難誘導へとつ
なげていく個別の支援計画
については安否確認体制確
立の次のステップとして検
討していきたい。安否確認を
実行いただける支援者は多
い方がよいものと考えてい
る。工夫されている地域の取
り組みを参考としながら検
討していきたい。

(質問) 要援護者を対象とし
た避難訓練を

災害時要援護者支援体制
が、実際に災害時に有効に機



2. 空き家・廃家対策に取り組むことについて



管理されていない状態で放置された空き家や廃家の発生により、防災、防犯、景観、衛生等、問題が多岐にわたり、近隣住民より不安の声が数多く寄せられている。地域でも空き家や廃家に関する様々な問題が発生し、自治会独自で不在地主の空き家・廃家を調査し、所有者を調べ、適正に管理するよう働きかけるといいう取り組みを始めており、空き家所有者が不明あるいは明らかであっても改善に足りない等、空き家等の対応は、住民だけでは限界があり、市が住民の安全・安心確保の観点から一定の役割を果たす必要がある。

空き家となつていない原因は、相続したが入居していない、別の住居へ転居したという理由がほとんど。今後ますます高齢化が進展する中で今から手を講じなければ将来に禍根を残す。また空き家所有者の意識への働きかけが重要と感じている。

通行に支障をきたす場合や防火上の問題、倒壊により第三者に危険を及ぼす恐れがある場合等は、関係部署と連携をしながら所有者に対し責任を果たすようお願いしているのが現状。また問題解決のための課題は、近隣住民が困っている状況を所有者に伝えたくても所有者の現住所の把握ができない。また所有者と連絡がとれても老朽化した家屋を解体する等の対応をとっていただけない等の課題を抱えている。

ものとして考えられ、実施する場合は市の独自財源で減免することになる。また解体費用についても資力のある所有者に対しては、自力が原則。資力が充分でない場合、ある程度の補助は認められているかと考えているが、補助してくれれば解体するといった逆にモラルハザードになりかねぬ制度の運用には慎重な対応が必要。

(質問) 空き家、廃家の対策を講ずるには、放置している原因の把握や地域のことをよく知っている住民からの情報提供を受けることが重要ではないか。これまでの苦情や相談、問題解決のための課題について伺う。

(質問) 空き家、廃家の対策を講ずるには、放置している原因の把握や地域のことをよく知っている住民からの情報提供を受けることが重要ではないか。これまでの苦情や相談、問題解決のための課題について伺う。

(質問) 財政的支援を現行の課税基準では、更地にするのと税の優遇が受けられないことや経済的な理由から取り壊す費用が払えないというケースもある。こうした課題を解決するために解体費用の助成や固定資産税の減免について検討すべきではないか。

(質問) 問題解決のための条例制定について
空き家に関する課題を解決するための独自の条例を制定する自治体が増えていく。市でも検討が必要だと考えるが見解を伺う。

(答弁) 全体の軒数についてこれまで市内全域を対象とした調査を行っていないので正確な数字について把握していない。しかしながら23年度に実施したふるさと団地再生モデル調査で空き家については、大和団地で22.5%、多田グリーンハイツが1.9%、清和台が3.1%という実態が判明した。

(答弁) 空き家に起因する相談は、平成24年4月現在までで19件あった。内容は、建物が老朽化をして倒壊する恐れや火災の恐れなど防火上危険。枯れた樹木が倒れかかっている。繁茂しすぎた樹木や雑草が敷地からはみ出ている。また、害虫の発生により不衛生といったもの。これらの指導や対策の内容については、家屋や樹木は私有財産で基本的には所有者に管理責任があり市が直接対応するのが極めて困難。

(答弁) 固定資産税の減免については、貧困により生活のため公私の扶助を受けるものの所有する固定資産等の事由がある場合は対象となっているが、空き家、廃家に対しての固定資産税減免については、特別の事由がない

(答弁) 近年では兵庫県下でも条例の事例が出ていますが、条例の目的や空き家等に関する取り扱いが自治体によって多少異なっており、それぞれの場合のメリット、デメリットがあることを認識している。またこれらの条例については、平成22年度以降のものから25年度から施行予定のものまで、具体的な事例等が少ない状況。今後、運用の状況も注視しながら本市への適用について検討する。

一市政報告会のお知らせ

***とき 1月17日(木) 午前10時~**

***場所 土谷コミュニティホール2階 (尼崎信用金庫前)**

※2月、緑台公民館でも市政報告会を行う予定です。(日程が決まり次第お知らせします)

どなたでも参加していただけますのでぜひ、お越し下さい。

平野地域にお住まいの方より、「空き家の樹木が繁茂し通行の妨げになっている。通学路なので早急に対応して欲しい」と声をかけられました。早速、市の道路管理課に空き家所有者に連絡し改善のよう求めました。所有者と連絡がつかなかったとのことですが、通行の安全性確保の観点から担当課の判断で樹木を切り改善することができました。また、何かあればお気軽にお声かけください。

